

一般社団法人全国精神科栄養士協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国精神科栄養士協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は精神科栄養分野に寄与することを目的とする。

その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 精神科に関連する栄養士の資質の向上をはかる事業
- (2) 栄養業務の向上と発展に寄与すること
- (3) 精神疾患に対する知識を高め精神科医療に寄与すること
- (4) 精神科における栄養に関する調査・研究をおこなう事業
- (5) 関係団体との協力を図る活動
- (6) 会員の懇親をはかること
- (7) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は次のとおりとする

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する精神科領域に関係のある管理栄養士・栄養士
 - (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の発展に協力をする個人・法人あるいは団体
 - (3) 名誉会員 本会の会員で20年以上理事の職にありその職を辞している者あるいは本会に多大な貢献をしたもので理事会の決議を経た者
 - (4) 準会員 本会の目的に賛同する医療関連職種に従事する者
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 当法人の目的に賛同し、第2項の手続きを経て入会した者を会員とす

る。
2 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な会費を支払う義務を負う。

2 会員は、理事会で定める会費規定に従い、入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に所定の退会届をもって当法人に届け出なければならない。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める会員総会の決議によりその会員を除名することができる。

2 この場合、当該会員に対して会員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総会員の同意があったとき。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 会員総会

(構成)

第12条 会員総会は、正会員をもって構成する。
会員総会は本会の最高決議機関である。

(権限)

第13条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項
(開催)

第14条 当法人の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時会員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第16条 会員総会の議長は、当該会員総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

3 正会員は、代理人又は書面によってその議決権を行使することができる。

4 前項の場合、代理権を証する書面又は議決権行使書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(ファクシミリや電子メール等)により提供することができる。

(議事録)

第19条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席正会員の中から選出された議事録署名人及び議長並びに代表理事は前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、2名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とし、業務執行理事は副会長とする。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理又は代行する。また、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担して執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条に定める理事若しくは監事の員数に足りなくなる場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事は、会員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。

(取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、

その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、100万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加

わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。テレビ会議システム等による参加は出席とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第37条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

[Redacted text block]

(設立時正会員の氏名又は名称及び住所)

第47条 設立時正会員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時正会員

[Redacted text block]

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人全国精神科栄養士協会設立のため、設立時正会員[REDACTED]外16名の定款作成代理人[REDACTED]は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和3年3月 日

設立時正会員

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

定款作成代理人

司法書士 [REDACTED]